



発行:令和7年4月 草津市消費生活センター
住所:草津市草津3丁目13-30
電話:077-561-2353
相談受付:平日9:00~16:30
消費者ホットライン「188」(いやや)

消費生活センターつうしん

『消費生活センターつうしん』では、草津市の消費者行政の現況や知っておきたい消費生活の豆知識などを情報発信しています。

令和6年度の草津市消費生活センター相談状況

消費生活相談件数

年度	年間件数	相談方法
令和5年度	1,017件	電話817件 来所200件
令和6年度	1,069件 前年比 105.1%	電話832件 来所235件 その他2件

令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
90件	87件	105件	107件	83件	85件	101件	88件	83件	71件	86件	83件

令和6年度 年代別	18歳未満	10人	18歳	6人	19歳	8人
	20代	106人	30代	88人	40代	130人
	50代	176人	60代	159人	70代以上	324人
	不明	62人				

年代別に相談件数を見ると、特定の年代に偏りはありませんでしたが、割合としては70代以上の高齢者からの相談が多くありました。どの年齢層も、インターネットを介したトラブル相談が多かったです。ネット通販やメールなどのやり取り、情報検索は便利で楽しいものですが、特殊詐欺や悪質サイトなどの危険が潜んでいることも忘れてはいけません。

また、トクリュウ（匿名、流動型犯罪グループ）による被害も懸念されるところです。

被害の未然防止のため、「不審な電話があり、家族構成など個人情報を知られた」などの情報があれば提供をお願いします。

どの世代も共通していたのは、「インターネット通販」のトラブルです。

★解約したいのに連絡がとれない！

☆1回限りと思っていたら何回も送ってくる。しかも高額・・・。

★格安ブランド品を注文し、お金を支払ったのに送ってこない！



そのサイト、怪しくないですか？ ちょっと一呼吸おいてよく考えてから注文しましょう！
契約条件などの最終確認画面や、相手の連絡先などはスクリーンショットで記録しておきましょう！！



ぼくも わたしも 消費者！ 消費者教育用小冊子を発行しました。

草津市では、平成25年度から消費者教育用小冊子『ぼくもわたしも消費者！』を作成し、市内小学校へ配布しています。ゲーム課金や副業のトラブルなど、若い世代に頻発しているトラブル事例を加えた更新版を発行いたしました。

市内公立小学校5年生に配布したほか、市ホームページでもご覧いただけます。



ぼくたちが活躍してるよ！！



～消費生活センターでの相談事例から～

新生活に向けての転居！退去時トラブルにどう対応する？

- ◇相談事例 転勤で2年間住んでいた賃貸アパートを転居することになった。退去時に、ベッドなど家具を置いていた場所の床のへこみ修繕費用を請求された。床の全面張替えが必要らしい。修繕費用の負担はしなければいけないものなのか。（相談者 20代）
- ◆対応助言 通常使用でできたへこみなのか否かによっても状況は変わる。入居時・退去時の写真がないとのことで、証拠がない状態ではあるが、不動産に関する相談機関を伝え、交渉法の助言を受けるよう、案内。

賃貸住宅退去時トラブルの対処法 入居前から対策を！



契約する前に、契約内容の説明をよく聞き、契約書類の内容を確認しましょう

- ・禁止事項や修繕に関する事項、特に費用負担に関する項目は必ず確認し内容をよく理解したうえで契約しましょう。



入居するときには、賃貸住宅の現状をよく確認し、記録に残しましょう

- ・キズや汚れの有無、エアコンなどの設備が正常に動作するかなどできるだけ貸主側と一緒に写真やメモを取るなど入居時の状況をしっかりと確認しましょう。

退去時等のトラブルを防ぐために・・・

国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の内容も確認しておきましょう。

◆国民生活センター ホームページ記事参考